

# 中立的幫助に関する覚書

——裁判例の検討を中心に——

安 達 光 治\*

## 目 次

1. はじめに
2. 関連する裁判例
3. 裁判例に関する若干の考察
4. 中立的幫助の理論的意義
5. 幹助の故意
6. 結びに代えて

## 1. はじめに<sup>1)</sup>

幇助犯の成立要件について、刑法62条1項は「正犯を幇助した者」とのみ規定する。その具体的な内容について、一般的には、客觀面につき、正犯

---

\* あだち・こうじ 立命館大学法学部教授

1) 本稿は、倉敷民商事件と呼ばれる民主商工会職員による法人税法違反及び税理士法違反被告事件について、特に前者で問題となる通脱幇助に関し、弁護人の依頼に応じて作成した意見書を基にしている。論文化するにあたり、本件が係争中で事実関係に争いのある事件であることを考慮して事実関係及び事案の検討の部分を割愛し、また、幇助犯に関する教科書的な説明を除いた上で、裁判例を改めて検討し加筆、補正を行った。意見書という性格上、本稿は裁判例の紹介、検討が中心であり、日独の学説や関連するドイツの判例の詳細な検討はなされていない。なお、本件は第1審有罪判決（岡山地判平成27・4・17（公刊物未登載））が控訴審で破棄され（広島高岡山支判平成30・1・12日 LEX/DB 25449257 [財務事務官作成の調査書及び査察官報告書等が刑訴法321条4項の書面に該当せず、証拠能力を有しないと判断された]）、本稿執筆現在、差戻後第1審に係属中である。本件第1審判決の各論点を検討した論稿として、浅田和茂「倉敷民商事件第一審判決の検討」立命館法学362号（2015年）198頁以下を参照。

の行為ないし結果を促進ないし容易にし（以下では、これを促進関係と呼ぶ。また、促進関係の前提となる行為を援助行為と呼ぶ）、主觀面では、これに対応する認識が存在すればよい。促進関係については、共犯の因果性の見地から、少なくとも、援助行為が正犯による法益侵害結果を促進することを要すると解すべきであろう。しかしながら、援助行為の内容に関して、刑法62条1項は特に規定していない。

そのため、帮助犯成立の前提となる促進関係を物理因果的にのみ理解すると、正犯行為による法益侵害に因果性を有する行為が広く可罰的な援助行為に含まれる。例えば、工具店で購入したドライバーを用いて侵入窃盗を行った者に対し、購入時の様子などから、「盗みでも働くのではないか」と疑いつつドライバーを販売した工具店の店員は、住居侵入及び窃盗的帮助犯となる可能性がある（この場合の店員による援助行為の罪数関係には、ここでは立ち入らない<sup>2)</sup>）。店員は客に対し、現実に犯行に使用した道具を手渡しており、店員もこのことについて、未必然的せよ、認識を有しているからである。もっとも、店員の行為と客による後の犯行の因果関係については、仮に店員が侵入窃盗への危惧を理由にドライバーの販売を拒んだとしても、客は別の店でドライバーやその他の犯行に使用できる道具を購入できたはずであるから、条件関係がないとの反論があるかもしれない。しかしながら、そもそも条件関係は、事実的因果関係の確認として行為と結果の間の現実のつながりを把握するものであるから、少なくとも作為犯に関する限り、現実には存在しない仮定的な事情を付け加えて考へてはならない<sup>3)</sup>。帮助の因果関係が促進関係で足りるとされるのも、帮助の因果的影響力が正犯の行為を通じた間接的なものにとどまるためで、帮助犯の成立に、援助行為と

---

2) 正犯による家宅侵入と殺人が牽連犯の関係にある場合に、家屋への侵入を容易にしてこれを帮助した者につき牽連犯としたものとして、大判大正6・10・1刑録23輯1040頁。

3) この点につき、松宮孝明（編）『ハイブリッド刑法総論〔第3版〕』（法律文化社、2020年）64頁以下（安達光治）参照。これに対し、不作为犯の条件関係については、現実に履行されなかった義務付けられた作为を付け加えて検討することになる。

正犯の結果との条件関係まで要求することは、帮助犯の本質に鑑みると、過大である。それゆえ、上述のとおり、帮助犯の成立に必要な事実的因果関係は、店員が販売したドライバーを現に用いて客が侵入窃盗を遂げたという関係で足りる<sup>4)</sup>。同様に、乗客らを目的地まで送り届ける途中に、その会話から、彼・彼女らが公務員である政治家の許に賄賂を届ける途上であることを知ったが、注文どおり目的地まで乗客を送り届けたタクシー運転手は贈賄の帮助犯となるであろう<sup>5)</sup>。

このような事例は、中立的行為による帮助（以下では、中立的幫助と呼ぶ。）として、この30年ほどの間、ドイツの学説・判例の影響を受けながら議論されてきた問題に属する<sup>6)</sup>。ここで問題とされる事例の主な特徴は、上記の

4) Vgl. *Heribert Schumann*, Strafrechtliches Handlungsunrecht und das Prinzip der Selbstverantwortung der Anderen, 1986, S. 54 ff.

5) 松宮孝明『刑法総論講義〔第6版〕』（成文堂、2024年）292頁を参照（本文で取り上げたドライバーの事例のほか、サングラスにマスクをかけた怪しげな集団を銀行まで運んだタクシー運転手の事例が示されている）。Günther Jakobs, Regressverbot beim Erfolgsdelikt-Zugleich eine Untersuchung zum Grund der strafrechtlichen Haftung für Begehung, ZStW 89(1977), S. 3 f.（ギュンター・ヤコブス（安達光治（訳））「結果犯における廻及禁止——作為に対する刑法上の責任根拠についての研究」松宮孝明（編訳）『ギュンター・ヤコブス著作集 第1巻』（成文堂、2014年）72頁）では、その他の複数の教室設例が取り上げられている。

6) 我が国の先駆的研究として、齊藤誠二「共犯の処罰根拠についての管見」下村康正先生古稀祝賀・上巻（1995年）33頁。教科書において詳細に検討するものとして、松宮・前掲（注5）292頁以下、同『先端刑法総論』（日本評論社、2019年）237頁以下。モノグラフィーとして、島田聰一郎『正犯・共犯論の基礎理論』（東京大学出版会、2002年）360頁以下、豊田兼彦『共犯の処罰根拠と客観的帰属』（成文堂、2009年）、小島秀夫『帮助犯の規範構造と処罰根拠』（成文堂、2015年）、曲田統『共犯の本質と可罰性』（成文堂、2019年）等。筆者による紹介、検討として、安達光治「客観的帰属論の展開とその課題（一）」立命館法学268号（2000年）1398頁以下、同「客観的帰属論——体系論という視点から——」川端博他（編）『理論刑法学の探求①』（成文堂、2008年）84頁以下、同「因果主義の限界と客観的帰属論の意義」刑法雑誌48巻2号（2009年）223頁以下。ドイツの判例・学説を詳細に検討したものとして、松生光正「中立的行為による共犯（1）（2・完）」姫路法学27・28号（1999年）204頁以下、31・32号（2001年）237頁以下、島田聰一郎「広義の共犯の一般的成立要件——いわゆる『中立的行為による帮助』に関する近時の議論を手がかりとして——」立教法学57号（2001年）44頁以下、山中敬一「中立行為による帮助の可罰性」関西大学法学論集56巻1号（2006年）34頁以下等。

ドライバーの販売事例に典型的にみられるように、通常は適法な用途への利用が想定されている物品やサービスが、家屋への侵入のような違法な用途にも利用できるという、「デュアル・ユーズ特性」にあるといえる<sup>7)</sup>。もっとも、上記の諸事例は、いずれも講壇事例である。これに対し、ドイツではこの問題は「ドライバーの取引を超える」<sup>8)</sup>、経済世界におけるリアリティをもって論じられている<sup>9)</sup>。そこでは、いうまでもなく、日常的な取引行為や経済取引における交渉などが他人の犯罪と促進関係にある場合につき、可罰的援助の範囲の限定が問題となる。その点で、我が国の裁判例にも、この問題に関連すると見ることができるものがある。経済取引に対する刑法の過度の介入は、経済活動に対し萎縮効果を持ち得る<sup>10)</sup>。そのため、憲法が保障する経済活動の自由を不当に侵害しないような刑法解釈が求められると言える<sup>11)</sup>。加えて、市民の日常的な行為に刑法が無暗に介入するのが許されないことは、いうまでもない。

以上のような問題意識の下、本稿では、中立的援助について、我が国の裁判例を取り上げながら若干の検討を試みる。まず、関連する裁判例についてみた上で（2.）、その検討を行う（3.）。もっとも、そこで取り上げる裁判例は、上記の問題意識に鑑み、経済取引ないしは日常的な行為に関する

---

7) *Matthias Jahn und Sascha Ziemann*, Das Problem der wirtschaftstypischen neutralen Handlung zwischen subjektivierender und objektivierender Auslegung des § 27 StGB—Heutiger Stand und künftige Fortentwicklung der Rechtsprechung des Bundesgerichtshofs, in: FS für Cornelius Prittewitz zum 70. Geburtstag, 2023, 241. 安達光治「演習」法学教室 527号（2024年）102頁以下も参照（拳銃と比較しながら、包丁のデュアル・ユーズ特性について、この言葉を明示的には用いないで説明している）。

8) *Jahn/Ziemann*, a.a.O. (Fn. 7), S. 241.

9) ドイツにおける判例の展開について、vgl. *Jahn/Ziemann*, a.a.O. (Fn. 7), S. 244 ff.; *Hans Kudlich*, Jenseits des Schraubendreher-Handels—neutrale Beihilfe in Fällen des „richtigen Lebens“, in: FS für Urs Kindhäuser zum 70. Geburtstag, 2019, S. 232 ff. (本文で示した「ドライバーの取引を超える」という表現は、タイトルからも分かるように、本論文に由来する)。

10) *Jahn/Ziemann*, a.a.O. (Fn. 7), S. 242.

11) ドイツにおける基本法12条1項の職業の自由を踏ました帮助の处罚規定（ドイツ刑法27条1項）の合憲限定解釈につき、*Jahn/Ziemann*, a.a.O. (Fn. 7), S. 254 ff.

るものである。これに対し、周知のとおり、中立的幫助に関する重要判例として、Winny事件最高裁決定（最決平成23・12・19刑集65巻9号1380頁）がある。本件は、ファイル共有ソフトのウェブ上での公開という点で、経済取引や日常的行為とは、やや性格を異にする。しかし、本件で問題とされたWinny2というソフトは、最高裁決定が認めるように、適用な用途にも、著作権侵害という違法な用途にも利用可能なものである。そこにはまさに、中立的行為が特徴とするデュアル・ユーズ特性が如実に表れている。この点は、結論的に被告人につき帮助犯の故意を否定する根拠となったと理解することができる。これらの点を踏まえ、Winny事件についても、帮助の故意との関連で簡潔に触れる（5.）。末尾では、本稿のまとめと若干の補足を行う（6.）。

## 2. 関連する裁判例

先に述べたように、我が国の裁判例においても、経済取引や経済的関係における交渉の枠組みの中で行われた他人の犯罪行為への関与につき、帮助犯の成立を否定したものがある。否定例のうち、業務行為ないしは取引行為が問題となった事案に関する重要判例として、いわゆる(1) 軽油引取税事件と(2) 北國銀行事件が挙げられる。また、日常的行為に関するものとして、(3) 不法残留者同居事件も近時の注目すべき裁判例である。

これに対し、業務行為ないし取引行為につき、犯罪の成立を肯定した裁判例も存在する。そのようなものとして、ここでは、(4) ピンクチラシ印刷事件及び(5) 特殊浴場融資事件を取り上げる。

### (1) 軽油引取税事件

軽油引取税事件は、軽油引取税という地方税不納入の罪（行為当時の地方税法700条の27第1項及び第4項。現行地方税法144条の41第1項及び第4項。以下では、「不納入罪」ないし単に「不納入」と呼ぶ。）につき、軽油引取税の特別徵

取義務者である軽油の販売者らから軽油を購入した被告人が、不納入罪の共同正犯（特別徴収義務者と共謀の上、軽油取引を行うことで不納入罪の実行行為の一部に加担した実行共同正犯）として起訴されたものである。熊本地判平成6・3・15判時1514号169頁は、公訴事実に係る不納入罪の共同正犯だけではなく、同罪の帮助犯にも該当しないとして、被告人を無罪とした。

本件において、特別徴収義務者（正犯）である販売者らは、ある業者から軽油を仕入れ、仕入れた軽油の大半を洗滌剤に加工して別の業者に売却したように装いつつ、実際は被告人らに売却して引渡していたとされる。本判決は、特別徴収義務者以外の者であっても、税を納入しない取引をして利益をあげることを画策し、特別徴収義務者の指定申請から虚偽の取引の仮装に至る一連の計画を実行したような場合には、その全体が納入義務の懈怠と一体となって不納入罪の構成要件を実現したものとして、単なる共謀者にとどまらず、実行行為を分担したものとして実行共同正犯の成立を認めるべきであるとする。しかしながら、被告人のように買主としてかかわった者については、上の者らとは「立場がかなり異なる」とし、自己の犯罪を犯したと言えるかという点について、慎重な検討を要するとする。本判決は結論として、「買主が単なる取引当事者にとどまり、それ以上に売主たる特別徴収義務者と共同一体として元売りから仕入れや虚偽の納税申告など一連の脱税計画の実現に関与しているのでない限りは、たとえ買主において売主の脱税の意思を推知していたとしても、売主と共同正犯の関係に立たないと解するべきである。」とする。その理由について、「取引の当事者に過ぎない買主は、軽油の販売行為を不可欠の前提とする本件不納入罪において、犯行の実現に必要な販売の相手方となったというに過ぎず、自己の犯罪を実現したとは言えない」と述べている。そのため、共同実行の意思も共同実行の事実も認められないことから、買手の立場で取引に関与したにすぎない場合には、軽油引取税不納入罪の共同正犯には当たらないとするのである。そして、この点は、買主を単なる共謀者として、共謀共同正犯の成否を問題とする場合でも、共謀も自己の犯罪としてなしたこと

を必要とするから、同様であるとされる<sup>12)</sup>。

この事件では、さらに被告人が軽油を購入した際に、売主らが税を納入する意思がなかったことを知っていたのではないかという、税不納入の認識の問題が検討されている。この点も、結論として、被告人は本件取引のある時点において、売主らが軽油引取税を納める意思なく販売していることを、確定的に推察していたと認定する。すなわち、その時点以降の取引に関しては、売主による軽油引取税の不納入につき、確定的認識を有していたことになる。それゆえ、関与者において、他人の犯罪につき故意が肯定される場合であっても、関与者の立場によっては共犯の成立が否定されることとなることになる。

帮助犯の成否については、本件訴因が共同正犯に係るものであったことから、本判決は、なお書きとして簡単に言及するにとどめている。本判決は被告人の関与につき、「本件軽油販売の相手方となることによって、A〔正犯者——筆者注〕の犯行を実現せしめる役割を果たしたわけであるが、それはあくまで、被告人が自己の利益を追及〔ママ〕する目的のもとに取引活動をしたことの結果に過ぎない」とみる。その上で、必要的共犯において相手方の処罰規定を欠く場合（いわゆる片面的対向犯）には、上述のような共同正犯だけでなく、原則として教唆及び帮助も処罰すべきでないとし、その例外は、例えば、「犯行に消極的だった者に執拗に働きかけて犯行の決意をさせるなど、通常以上の強い教唆行為をした場合など」であるが、本件で被告人と正犯者にはそのような例外的関係は認められないことから、被告人を帮助犯として処罰することは許されないとする。すなわち、本判

---

12) 本判決は、単なる買主には不納入罪の共同正犯が成立しないとの結論は、必要的共犯において相手方の処罰規定を欠く場合（いわゆる片面的対向犯）、その相手方を、構成要件を実現した者の共同正犯（ないしは教唆犯や帮助犯）として処罰する余地はないことからの類推から導かれるとも述べている。本判決も認めるように、軽油引取税不納入罪は、わいせつ物頒布罪（刑法175条1項）などと異なり、厳密な意味において必要的共犯ではないが、関与者が売主と対向関係にあるという点は、共犯の可罰性を検討する上で重要な役割を果たすと言えよう。

決は必要的共犯に関して展開される理論構成をもとに、軽油の買手にすぎない被告人につき、帮助犯は成立しないとの結論を導いている。ここでの判示は、軽油引取税不納入の共同正犯として起訴された被告人の行為に関し、縮小認定して帮助犯とすることも否定したという点に意義がある。

## (2) 北國銀行事件

北國銀行事件は、地方銀行の頭取が、県の信用保証協会（以下では、協会と呼ぶ。）が行った保証債務の免責通知を撤回し代位弁済に応じるよう協会役員ら（専務理事 X、常務理事 Y、常勤理事 Z）に働きかけた行為について、背任罪の共犯の成否が問題となったものである。被告人が代表取締役頭取を務めていた北國銀行（以下では、銀行と呼ぶ。）は、ある会社（A 精機）に8千万円の融資をし、協会がこの融資に係る債権につき保証債務を負担することとなった。その後、保証条件違反（融資の担保となっていた工場財団の機械166点（当時の時価評価額3億円）のうちの4点（同じく6千万円）の登記漏れ）を理由に、保証債務を免責とすることとし、免責通知書を銀行に交付した。銀行は、これに基づき当該債権を償却する旨決定した。他方、協会は、平成6年度から平成10年度までの5か年の基本財産増強計画を進めており、Zが被告人と面会して、この計画に基づく負担金の拠出を依頼したところ、被告人は、「負担金拠出には応じられない。それよりも A 精機の代弁否認は無茶ではないか。160件余りの担保物件の追担4件ぐらいで否認は無茶ではないか。」などと言って、協会による保証債務の免責方針を見直し、代位弁済に応じるよう強く要請した。Zは、X、Yに被告人の要請を報告し、対応を協議したが、北國銀行が負担金を拠出しなければ基本財産増強計画に支障を来すおそれがあることから、被告人の要請に応じざるを得ないと判断し、免責通知を撤回するとともに、保証債務の全額8千万円の代位弁済を実行した。これにつき、X、Y、Zは協会に対する背任罪に問われ、被告人は、その共謀共同正犯として起訴された。

第1審（名古屋地判平成11・1・19）は、X、Y、Zによる免責通知の撤回と

代位弁済の実行は協会に対する任務違背行為に当たり、被告人には当該任務違背行為とそれが銀行の利益になるという認識を有していたとし、上記の要請に応じることでX、Y、Zと順次共謀を遂げたとして、被告人に共謀による背任罪の成立を認めた。控訴審判決（名古屋高判平成13・1・24）もこの判断を是認したが、最高裁判決（最判平成16・9・10刑集58巻6号524頁）は、原判決を破棄し、名古屋高裁に差し戻す判断を示した。

原判決は、被告人が、Xらに対し平成8年度の協会に対する負担金の拠出に応じないことをを利用して、代位弁済を強く求めたとするが、最高裁判決は、本件当時の銀行が置かれた状況下において、独り銀行のみが負担金の拠出を拒み、協会から利益を受けながら応分の負担は拒否するという態度をとることができたか、ひいては、原判決が言うように、被告人が協会に対する負担金の拠出に応じないことをを利用して代位弁済を強く求めることができたかについて、「疑問があるといわざるを得ない」とする<sup>13)</sup>。そして、仮に、このことが可能であり、協会側が被告人から負担金の拠出に応じられない旨を告げられていたとしても、協会は次の点について利害得失を慎重に総合検討して、態度を決定する立場にあるとされる。すなわち、「(ア) 本件代位弁済に応ずることにより、銀行の負担金の拠出を受け、今後の基本財産増強計画を円滑に進めるべきか、それとも、(イ) 銀行の負担金を断念しても、本件代位弁済を拒否すべきか」の二者択一である（被告人は負担金の拠出を拒否できたとの前提に立つ限り、協会がとることのできた選択肢は、この二つしかない）<sup>14)</sup>。この場合、「上記(ア)の立場をとったとしても、負担金の

---

13) 北國銀行側が負担金を拒否できない立場にあるとするなら、協会役員らが代位弁済に応じたことは、「緊急性や必要性等に欠ける状況の下で、被告人の威光を恐れてその駆け引きを鵜呑みにした判断ミス」（上田哲「最判解」「最高裁判所判例解説刑事篇（平成16年度）』423頁）との評価が可能であろう。

14) 最高裁判決はこれらに加えて、免責通知書に記載された本件工場財団の対象となる機械の一部に登記未完了のものがある事実以外の事実を頭取が認識していたことは確定していないことから、当該事実以外の免責事由の存在から直ちに頭取が行為の任務違背性を認識していたということができず、加えて、当該登記漏れの事実が債務全体について協会の保証責任を免責する事由となり得るかどうかについても議論があり得るとしている。また、原

拠出を受けることと切り離し、本件代位弁済をすることが、直ちに協会役員らの任務に背く行為に当たると即断することは、できないはずである」と判示する。

差戻審判決である名古屋高判平成17・10・28高刑速（平17）285頁は、被告人が負担金の拠出を拒否できた可能性に関し、基本財産増強計画を取り巻く状況、協会の保証債務における銀行の債権の割合、銀行が県の経済界・金融界に有する影響力や、平成6年度及び平成7年度の拠出に応じていたなどの事情に照らすと、「平成8年度分の負担金の拠出について、独り銀行のみがこれを唐突に拒否することが实际上可能であったかは甚だ疑問であり、そうだとすると、被告人が負担金の拠出を拒むことで協会役員らに対し本件代位弁済を強いることができたとみることにも、これまた疑問を差し挟まざるを得ない」とする。その上で、被告人が協会役員らに行った要請は、Zが被告人に面会した際に行われた上記の1回にとどまっており、また、要請する際に、Zら協会役員の弱みに付け込んで威迫して背任行為を強いるなど、経済取引上の交渉として社会的に容認される限度を超えた言動に出たことは、全くうかがえないなどの事情から、被告人の行為は、「協会に対し、代位弁済について再交渉を求めたに過ぎず」、負担金の拠出拒否の点も、「一種の駆け引きとして持ち出したにすぎないとみるべき余地がある」と評価する。本判決は結論的に、協会役員らとの背任の共謀を認めることができないとし、また、頭取が、免責を撤回して本件代位弁済をすることが役員らの任務違背行為であると認識していたとするには疑問が残るとして、背任の故意を否定し、犯罪の証明がないと結論付けた。

中立的行為による共犯について考える上で重要な点は、被告人のような、協会と対向関係にあり協会の事務処理者の立場にない者が、自らが頭取を務める銀行に有利な要請を行う際、「経済取引上の交渉事として社会的に容

---

判決が、頭取の要求は、事務担当者間の実質的合意等を無視したものであるから、正当な行為とはいえないことに対し、事務担当者間の交渉結果につき役員による交渉によって再検討を進めること自体が不当なものと評価されるべきものではないと批判する。

認される限度を超えない限り」、事務処理者である協会役員らが背任罪に問われる場合でも、共謀共同正犯の責任を問うことはできないとする本判決の前提的命題である。すなわち、対向関係にある経済的取引の当事者が自己の利益を最大化する目的で行う取引行為に対する共犯としての可罰性の有無については、相手方に対する個別具体的な心理的影響力よりもむしろ、「交渉事として容認される限度内にあるか否か」という観点による社会的評価が決定的だということである。このような観点は、心理的・因果的影響力として理解される「共犯の因果性」の枠組みに収まるものとは言えないことから、かかる観点を正当に位置付けるためには、新たな理論枠組みを必要とする。

### (3) 不法残留者同居事件

不法残留者同居事件は、外国籍を有する男性の内縁配偶者である被告人が、男性が在留期限を超えて不法に本邦に残留していることを知りながら、自宅に居住させ生計を共にしていたことにつき、入管法70条1項5号の不法残留の帮助犯に問われたものである。原判決（東京地判平成30・10・19 LEX/DB 25563567）は、被告人の行為につき、適法な在留資格を有しない者が本邦に滞在するにあたって通常困難を伴う住居及び資金を得るための手段を提供するものとして、男性の正犯行為の実行を容易にしており、またそのことを認識・認容していたものとして、不法残留の帮助犯の成立を肯定した<sup>15)</sup>。

---

15) 原判決は、弁護人の主張に応える形で、中立的行為についても判示している。まず前提として、「婚姻ないし内縁の相手方たる地位に基づく行為といつても、その不法滞在に対する関与の度合いは様々であって一律に論じることはできない」とした上で、被告人の行為の中立性を基礎付ける事実として主張される法務省のウェブサイト上の呼びかけや、在留特別許可の考慮要素（婚姻が安定かつ成熟していること）等を踏まえても、そこから内縁関係にある外国人の不法滞在を容易にする行為が犯罪促進的でないと社会的に評価されているとの結論を導くことは困難であると言わざるを得ないと結論付ける。これは、中立的幫助という概念を正面から否定したというよりも、むしろ、判断の是非はともかく、本件では被告人の行為の中立性を基礎付ける前提事実が欠けるとするものといえる。

これに対し、東京高判令和1・7・12 LEX/DB 25563568は、原判決を破棄して、帮助犯の成立を否定し、被告人を無罪とした<sup>16)</sup>。判断の前提となる事実として、男性は資産を有しており、被告人が離職した際の家賃を負担していたことからも認められるように、被告人によって一方的に扶養されるという関係にはなかったとする。また、男性が不法残留となった後、2人は転居し、飲食店を始めたという事情はあるものの、転居によって以前から継続していた同居の性質が変容したとはいはず、飲食店の経営は、両者の生計の手段として行われていたものであるから、本件行為は、男性と内縁関係にある被告人が、同居して生計を共にする状態を継続していたものにすぎないと評価する。他方、被告人は、一定の場所に居住し、公然と男性と店を切り盛りし、ブログに男性との内縁関係を前提とする記事を載せたり、男性を家族や知人に紹介したりするなどしており、男性の存在を殊更に隠そうとしていたような状況は認められず、公務所に虚偽の文書を提出するなどして、当局に不法残留の発覚を妨害するなどしたことも認められないとしている。

控訴審判決はこれらの事実に基づき、不法残留を、在留期間の更新、変更を受けないで本邦に残留する不作為犯であることを前提に、上記のような本件行為が、男性の正犯行為を促進する危険性を備えたものと評価することは困難であるとしており、形式上は、不作為に対する作為の帮助の因果性を否定する構成をとっている。しかしながら、不法残留を不作為犯と評価すること自体に議論の余地があり（少なくとも、文言上は不作為の形式でないことから、真正不作為犯とは言い難い）、また、不作為犯であることを前提とするにしても、不作為に対する作為の関与が直ちに正犯行為への因果性を持たないことは、理由に乏しい。むしろ、本件正犯行為に対する被告人の行為の促進性が否定された根拠は、被告人が、男性が本邦で適法に滞在していた時点から、不法残留となった後も継続して男性と同居し、生

---

16) この事件は、控訴審で確定している。なお、筆者による評釈として、安達光治「判批」令和元年度重判152頁以下。

計を共にしていた点にあるというべきである。つまり、適法な滞在時になされた内縁関係の継続として同居、生計の共同は、日常的、中立的行為として不法残留に対する促進力を有しないということである<sup>17)</sup>。

#### (4) ピンクチラシ印刷事件

本件は、帮助犯の成立が肯定された事案に関するものである。印刷及び印刷取次業を営む会社の代表者である被告人らが、ホテトルと呼ばれる秘密売春クラブを営む者らの注文に応じて、宣伝用小冊子3万部の印刷・製本を取次ぎ、ないしは依頼に応じて印刷・製本を行ったとされる事案につき、東京高判平成2・12・10判タ752号246頁は、売春周旋（売春防止法6条）の帮助犯の成立を肯定した。

本件では主として、被告人らの売春周旋帮助の故意の有無が争われたが、原判決（東京地判昭和63・4・18判時1279号156頁）は、以前にピンクチラシの印刷を行った際に警察から止めるよう勧告を受けたこと、別のホテトル業者から本件注文主の本も印刷しない方がいいのではないかとの忠告を受けたこと、注文主に対し検挙されても被告人の会社の名前は出さないように頼んでいたこと、帳簿に記載を残さないようにしたりしたこと等の経緯から、注文主による売春周旋に対する帮助の故意は認められたとした。

帮助の可罰性の客観面での限定に関連して、原判決は、通常の印刷業務として行われた行為は、売春周旋帮助犯の構成要件に該当せず、あるいは可罰的違法性を欠くとする弁護人の主張に対し、売春防止法をそのように解釈すべき理由はなく、売春周旋罪について、一般に刑法62条の「帮助」が成立し得ることは当然であるとする。さらに、これとも関連して、本件冊子のように、違法行為に用いられることが外観上明白でない印刷物につ

---

17) 安達・前掲（注16）153頁。松宮孝明「判批」法セミ779号（2019年）119頁は、本判決のいう「『危険性』は、物理的・精神的な意味で犯行促進の可能性を高めることではな」く、「『同居して生計を共にする従来からの状態を継続していたものにすぎない』本件行為には、一般に『犯罪を助長する』という意味は認められないという規範的評価なのである」とする。

き、印刷業者が、日常の一般営業ベースで注文を受けて印刷することまで処罰するとすれば、印刷業者が印刷物の内容を検閲し、あるいは注文主の職業等にまで注意を払う義務を課すことになるが、これは分業化の進んだ印刷業界の現状からすれば著しく困難であり、印刷業者の日常業務の円滑な遂行に多大な支障を及ぼし、その営業の自由を不当に制約する結果になるとして、正当業務行為として免責されるべきとの主張もなされている。これに対しては、原判決は、違法な用途に供される印刷物の注文を引き受けた印刷したからといって、印刷業者は当然に刑事責任を問われるものではないとしつつ、売春周旋帮助の故意の点も含め、犯罪成立要件をその他の点ですべて満たしている行為について、その行為が、ただ、印刷業者が一般営業ベースで注文を受けて行った印刷行為であるというだけの理由で、違法性が阻却され、免責されることはないとして、この主張を退けた。

控訴審判決（前掲東京高判平成2・12・10）も、原審の認定した事実から、被告人らにつき帮助の故意は認められるとして、また、「帮助犯としての要件をすべて満たしている以上、印刷が一般的に正当業務行為であるからといって、売春の周旋に関して特別の利益を得ていないなど」の「理由で責任を問い合わせないとは考えられない」などとして、前述のとおり、被告人らに売春周旋帮助犯の成立を肯定した<sup>18)</sup>。

## (5) 特殊浴場融資事件

本件は、刑法総則の帮助犯の成否が問題となったものではないが、売春を行う場所を提供する業に必要とする資金を提供したという点で（売春防止法11条2項、13条1項）、他人の犯罪を援助する性格を有する犯罪に関わるもの

---

18) 控訴審の弁護人らは、本件被告人らを帮助犯で処罰することは、憲法21条1項違反になるとの適用違憲の主張も行っているが、「憲法21条1項の保障する表現の自由も公共の福祉による制限の下にあるところ、売春の周旋の帮助は公共の福祉に反するから、周旋の帮助に当たる印刷行為を処罰しても憲法21条1項に違反しない」として、この主張も退けられている。

のである<sup>19)</sup>。本件につき、大阪高判平成7・7・7判時1563号147頁は、信用金庫の支店長であった被告人が、特殊公衆浴場を営む者に対し、その者が浴場において多数の売春婦に対し売春の場所を提供することを業とするものであり、その浴場の開業資金であるという情を知りながら、信用金庫の業務として金員を貸し付けたことにつき、資金提供罪（売春防止法13条1項）の成立を肯定した。原判決（神戸地判平成6・5・12判タ858号277頁）は、問題とされた個室付浴場で売春が行われており、本件貸付金がその開業資金として使用されるという事情に関し、「相当程度高い蓋然性で認識・予見可能な具体的的事実を知っていた」ことから、「情を知って」資金提供を行ったものと認めた。控訴審では、公訴提起に至るまでの一連の手続の不当性、証人の捜査段階における検察官面前調書の証拠採用の適法性、営業部長との共謀、原審の法律の錯誤に関する説示の取扱い、許可官庁等の犯意<sup>20)</sup>などが争われた。これに対し、本件では、信用金庫が行う貸付業務の中立性は、直接には問題とされなかつたようである。

### 3. 裁判例に関する若干の考察

#### (1) 共同正犯ないしは帮助犯の成立が否定された事例

2. でみた裁判例のうち、帮助犯の成立が否定されたものについては、行為者の立場や関与行為の日常性ないしは通常性、すなわち中立性が考慮されたことによるものと思われる。この点については、各裁判例の紹介の際に一定言及したが、改めて以下のように整理できる。

19) 原判決（後掲神戸地判平成6・5・12）は、本罪の性質に関し、「売春の場所提供を業とするものに対する帮助行為のうち、資金等の提供行為を特に悪質なものとして重く処罰する趣旨で独立罪として規定したもの」と述べている。

20) 弁護人は、「[個室付浴場における売春の実態に関する関与者の認識を前提にすれば——筆者注] 個室付浴場業者に許可を与えた官公庁や、電気、水道水等を供給する会社なども帮助犯を免れなくなるし、公安委員会が廃業処分を行わないのは問題である」と主張していた。

軽油引取税事件では、被告人は買手の立場で取引に関与したにすぎないとしつつ、何度もかの取引の時点からは売手が脱税していることを確定的に推察していることを認めた（すなわち、脱税の帮助に関する確定的故意を肯定し得る）。そのことからみて、売手の脱税に対する被告人の共同正犯が否定されたのは、「買主が単なる取引当事者にとどまり、それ以上に売主たる特別徵収義務者と共同し一体となって元売りからの仕入れや虚偽の納税申告など一連の脱税犯行計画の実現に関与しているのでない限りは、たとえ買主において売主の脱税の意思を推知していたとしても、売主と共同正犯の関係には立たない」とする前提によるところが大きい。そしてここには、取引当事者という被告人の立場（及び、単に買手として軽油を購入する行為）の持つ中立性が端的に現れている。さらに、帮助についても、取引当事者として自己利益を追求したにすぎないとして、これを否定したのである。

北國銀行事件では、被告人である銀行頭取と協会役員らの間での背任に関する共謀の有無が争点となったが、最高裁判決は「被告人が協会役員らと共に上、協会に対する背任行為を実行したと認定するには、少なからぬ合理的な疑いが残っているといわざるを得ない」として、被告人の背任の共同正犯を認めた原判決を破棄して差戻した。これを受け、差戻審判決は、「経済取引上の交渉事として社会的に容認される限度を超えない限り」、銀行頭取は、信用保証協会理事による背任の共謀共同正犯には問われないとし、取引行為の通常性が共同正犯の成否に関する基準となることを示し、その上で、頭取を無罪とした（最終的には、背任の故意を否定しているが、これは帮助の成立も考えられないことを示すための説示とも言える）。もっとも、上記の説示は、被告人と協会理事らの間の利害対立を背景とするものとも言い得る。すなわち、両者は、協会の負担する保証債務につき、免責するか代位弁済させるかという点で利害が対立しており、利害が対立する相手方への要請に駆け引きが伴っていたとしても、経済取引における交渉事として社会的に容認できる限度内であれば、背任への共謀として可罰的とはなら

ないとも言える<sup>21)</sup>。しかし、そうであったとしても、経済的交渉として社会的通常性を基準とする限りは、当事者の立場を前提とした行為の中立性を問題とする考え方が、そこに示されているとは言える。

不法残留者同居事件では、控訴審判決において、「本件行為は、甲と内縁関係にある被告人が、同居して生計を共にする従来からの状態を継続していたものにすぎないと評価することができる」とし、他方で、男性の存在を殊更隠そうとする状況や当局に不法残留の発覚を妨害するなどの行為は認められないとした上で、このような「実態の本件行為が、甲〔男性——筆者注〕の正犯行為を促進する危険性を備えたものと評価することは困難というべきである」とされた。本判決は、不法残留の罪を不作為犯と捉え、被告人の行為の当該不作為への促進力を否定する形にはなっているが、その前提には、内縁関係にある男性と同居し、飲食店を切り盛りするなどして生計を共にする行為の日常的性格がある<sup>22)</sup>。

以上のように、中立的行為が問題となる裁判例のうち、共同正犯ないしは帮助犯の成立が否定され被告人を無罪としたものは、いずれも被告人の立場や問題となる行為の中立的性格が結論の形成に決定的な役割を果たしていることが分かる。

## (2) 帮助犯ないしは帮助的性格の犯罪の成立が肯定された事例

有罪事例では、被告人の行為の業務性には収まり得ない、他人の犯罪への積極なかわりの側面が重視されたのではないかと思われる。

ピンクチラシ印刷事件では、たしかに売春の周旋を行うホテル業者からの強い働きかけがあったものの、印刷業者は、最終的には、自己の判断

---

21) 上田・前掲（注13）423頁参照。

22) 西田典之（橋爪隆（補訂））『刑法総論〔第4版〕』（弘文堂、2025年）377頁は、本判決は中立的行為という問題設定をしていないとしつつ、「具体的な事実関係を前提とした場合、被告人が内縁関係にある甲〔男性——筆者注〕と同居を継続し、飲食店を共同営業して生計を共にするという日常的な行為だけでは、正犯者の不法残留行為をことさらに促進する危険性が認められないとして、帮助犯の成立を否定したものと解される」とする。

でピンクチラシをまとめた冊子の印刷の取次ぎないしは印刷に応じている。売春の周旋のような、公衆の性風俗を危殆化し、場合によっては、売春を行った者的人身の自由にもかかわる深刻な犯罪にあえてかかわった点で、印刷業務に係る行為とはいえ、その中立性は認め難いとも言い得る（その点で、具体的な事案につき、軽油引取税事件のような脱税への関与が問題となる事例とは、異なる評価が基礎にあるように思われる）。もっとも、この点に関連して、本件原審は、通常の印刷業務として行われた行為は、売春周旋帮助犯の構成要件該当性ないしは可罰的違法性が欠けるとの弁護人の主張に対し、売春防止法の規定をそのように解釈すべき理由はないとするが、それが業務性を全く考慮しないとする趣旨であれば、不当である。

特殊浴場融資事件については、売春の場所提供を業とする者への資金提供自体が、「売春を助長する行為のうち特に悪質な二つの罪〔売春の場所提供を業とする行為及び管理売春をする行為——筆者注〕につき、それらの罪を助長する悪質な行為を抽出し、独立罪として処罰しようとするもの」<sup>23)</sup>として、単なる他人の犯罪への援助行為を超えた固有の不法内容を有することに留意する必要がある。それゆえ、ここでは、金融機関担当者の貸付業務行為の中立性を問題にする余地は、あまりないようにも思われる。このことを踏まえると、業務の枠組みで行われた行為といっても、上記の無罪事例等とは事案を異にすると言える<sup>24)</sup>。

---

23) 佐藤文哉「売春防止法」平野龍一・佐々木史朗・藤永幸治（編）『注解特別刑法7 風俗・軽犯罪編』（青林書院新社、1984年）117頁。

24) もっとも、資金や土地、建物の提供それ自体は、通常の取引行為の範疇にある。そのため、売春防止法13条1項の「情を知って」の要件は、業として行われる売春の場所提供への積極的な関与を示すものとも解し得る。このような主観的要件と正犯による犯罪への積極的関与との理論的関連については、別稿にて検討することとしたい。

## 4. 中立的幫助の理論的意義

### (1) 行為の違法性との関連

中立的行為による共犯は、正当業務行為や優越的利益に基づく違法性阻却の枠組みに収まらない行為が問題となる。他人の犯罪への関与であっても、それが適法な行為と評価されるならば、犯罪とはならないからである。そうではなく、ここで問題となるのは、適法、違法の判断では直接捕捉し切れない行為の社会的性格である。たとえば、軽油引取税事件についてみると、脱税していると分かっている業者から軽油を購入することが、直ちに適法であるとは言い難いであろう。本件で、買手が売手による脱税の共同正犯ないしは帮助には当たらないとの結論を基礎付けているのは、買手としての取引上の立場と、あくまでその枠内でのみ行為したという日常性ないしは通常性である。この点は、北國銀行事件及び不法残留者同居事件でも同様と言える。

他方、ピンクチラシ印刷事件では、正犯行為の不法の質と、それへの関与を関連付けてみたとき、冊子の印刷や印刷の取次ぎが印刷業者の業務に属するとしても、売春の周旋を業とする者から直接依頼を受けてそれらを行う場合、行為の中立性は認め難い（もっとも、印刷物の内容のみによって印刷行為の中立性の有無が決定されると解すべきではない。本件控訴審の弁護人が主張していたように、それは、印刷業者に印刷物に関する検閲を、刑罰威嚇によって間接強制することになるからである）。また、特殊浴場融資事件について、いわゆる資金提供罪という特殊な関与類型においては、金融機関の資金貸付業務の中立性を問題とする余地があまりないことは、すでに述べたとおりである。

### (2) 共犯の因果性との関連

行為の違法性の有無のみの問題でないとするなら、中立性は、「正犯を帮

助した」という客観的要件に関わるものと解される。この点、帮助の成立に必要な援助行為は、手段の点で限定がなく、援助行為と正犯による結果に促進関係がみられる場合、刑法62条1項の「正犯を帮助した」の客観的要件を満たすとの理解があり得るかもしれない（例えば、ピンクチラシ印刷事件の原審は、帮助該当性の主張に対する説示をみると、そのような理解に立っているように思われる）。

しかしながら、本稿で検討してきた裁判例から分かるように、帮助犯の客観的要件を物理的因果性のみによって理解することは、適切と言えない。正犯の犯罪実現を助長、促進する効果を持てば、帮助該当性が認められるといった因果的発想に囚われることなく、正犯によって実現された犯罪事実の帮助行為への客観的帰属の問題として捉える必要がある。ここでいう客観的帰属とは、単純な「因果関係」と同視されるものではなく、因果的な基準による判断だけでは広がりすぎる結果帰責の範囲を、社会一般の視点からみた日常性、通常性の基準によって限定する考え方を含んでいる。ここでいう日常性、通常性は、社会的な視点から判断されるので、関与者の立場や社会的な役割が考慮される<sup>25)</sup>。これに関連して、学説には、特に「軽油引取税事件」について、「この程度の因果的寄与は『帮助』に当たらないと解すべき」とする見解もみられるが<sup>26)</sup>、「因果的寄与」としてみると、被告人の軽油購入がなければ、そもそも軽油引取税の徴収義務と納入義務が発生しない点で、被告人の寄与は不可欠かつ重要である。「帮助に当たらない程度の寄与」と評価する根拠は、やはり、被告人の取引上の地位に求めざるを得ないであろう。

### (3) 帮助の故意との関連

中立的行為が問題となる事例においては、帮助の故意が否定されること

---

25) 安達・前掲（注6）「因果主義の限界と客観的帰属論の意義」233頁以下。

26) 西田（橋爪（補訂）・前掲（注22）375頁以下。

も多いことから、故意の有無により対応可能とする理解もあり得る<sup>27)</sup>。しかしながら、「軽油引取税事件」にみられるように、他人の犯罪行為への関与につき故意が認められる事案でも、関与者の立場や関与行為の性格から共犯の不成立を導く判断がなされている。それゆえ、この問題を故意の問題としてのみ理解すべきではない。もっとも、Winny事件のように、帮助犯の故意を否定することで問題解決を図った事例もある。そこで以下では、帮助の故意について、簡単にみておく（紙幅等の都合上、具体的な検討は、他日を期したい）。

## 5. 帮助の故意

故意は、犯罪の客観的要件の主観的な反映であるから、帮助の故意について考える際にも、共犯の处罚根拠を踏まえるのが正当である。この点、共犯の处罚根拠に関する惹起説の立場からは、帮助の故意は、正犯による結果発生にまで及んでいる必要がある<sup>28)</sup>。帮助の故意に関し、特に中立的行為により援助がなされる場合、援助を受けた者は、犯罪構成要件に該当する行為による場合も含め、様々な態様でそれを利用し得る。それゆえ、援助行為者は、単に自己の援助の犯罪的利用を予見しているだけでは十分ではなく、故意が認められるためには、自己の行為の犯罪への積極的な利用関係を具体的に認識している必要があるであろう。この点、Winny事件最高

---

27) 曲田・前掲（注6）200頁以下は、帮助犯の故意と関連した解決を指向する。すなわち、相手の犯罪計画を知りながら（つまり確定的故意で）寄与行為を行う場合と、相手の犯罪計画を知らないで行う場合とを区別し、前者の場合は原則として帮助犯の成立を認めるのに対し、後者については、「その寄与行為が客観的にみて犯罪に利用される蓋然性の高い行為であり、かつ、その蓋然性を基礎づける事実についての認識があった」場合に「從犯が肯定される余地がでてくる」（前掲206頁）とされる。もっとも、確定的故意でなされる寄与行為であっても、生活（必需）品の提供（かつ正犯者による経済的用法に従った利用）のような例外を認めるので、確定的認識の有無のみで帮助犯の成否が決せられるとするわけではない。

28) 浅田和茂『刑法総論〔第3版〕』（成文堂、2024年）455頁。

裁決定（前掲最決平成23・12・19）は、「かかるソフトの提供行為について、帮助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要であり、また、そのことを提供者においても認識、認容していることを要するというべきである。」と述べ、帮助犯の成立に、自己の援助行為（提供行為）の犯罪行為への一般的な利用可能性を超えた具体的な侵害状況（侵害利用状況）と、それについての帮助行為者の認識・認容が必要であるとする。

「はじめに」でも言及したように、これは、Winny2がデュアル・ユーズ特性を有することを踏まえたものと言える。例えば、他人の要請に応じて拳銃を提供する行為は、殺人ないしは傷害等の人身犯の援助行為と一義的に解し得るであろう。これに対し、包丁の場合は、提供が行われる状況や文脈に依存する。例えば、台所で調理中に「包丁を取って。」と言われて提供する行為は、調理の補助といえるが、目前で激しい喧嘩が行われている際に、その当事者と目される人物から「包丁を貸してくれ。」と要求される場合には、拳銃の提供の場合と同様、他人の犯罪への援助行為に解し得る。Winny2も、包丁の場合と同様に、提供が行われた状況や文脈に応じて、帮助に該当するか否かの評価が異なる<sup>29)</sup>。帮助犯の成立に、Winny2公開の際の侵害利用状況が必要とされるのは、このことを端的に示すものと言える。また、侵害利用状況が帮助犯の客観的要件であるならば、当然にそれは故意の認識対象となる。したがって、Winny事件最高裁決定も、Winny2のユーザーへの提供が中立的行為であることを前提とするものと評価し得よう。

なお、帮助の故意に関しては、東京高判平成27・11・11東高刑時報66巻1～12号112頁は、いわゆる郵便受取サービスを営む被告人につき、詐取金の送付先として顧客が利用することを認容していたと推認するには無理があるとして、詐欺（未遂）帮助の成立を否定した。これも、郵便受取サービス自体の業務性すなわち中立性から、他人の犯罪に対する帮助の故意を

---

29) 安達・前掲（注7）102頁。

## 中立的幫助に関する覚書（安達）

認めるためには、当該犯罪に関する一定の具体的状況の認識を必要としたものと解される。

### 6. 結びに代えて

本稿では、中立的幫助について、我が国の主な裁判例を取り上げながら、若干の検討を試みた。そこで得られた知見は、以下のとおりである。

中立的幫助が問題となる裁判例のうち、共同正犯ないしは帮助犯の成立が否定されたものは、いずれも関与行為の性格（業務性や日常性など）や関与者の地位・立場の日常性ないしは通常性、つまりは中立性が考慮されている。すなわち、軽油引取税事件では買手としての地位が、北國銀行事件では交渉事としての社会的許容性が、不法滞在者同居事件では内縁配偶者として同居し生計を共にしていたという事情が、共犯の可罰性を否定する基礎的な要因となっている。この点、Winny事件では、Winny2の侵害利用状況が肯定されていることから、具体的な事案において、被告人の行為に中立性は認められていない。しかしながら、そもそも帮助犯の成立に侵害利用状況を要件とすること自体、Winny2をユーザーに提供する行為の中立性を前提としている。その意味では、Winny事件最高裁決定も、行為の中立性を共犯の可罰性判断の基礎に置いていると言える。

これに対し、ピンクチラシ印刷事件や特殊浴場融資事件では、売春周旋の帮助犯ないしは資金提供罪の成立が肯定された。もっとも、印刷業者による冊子の印刷・印刷の取次ぎや金融機関による資金の提供は、やはりそれ自体としては中立的行為である。それにもかかわらず、可罰性が肯定されたのは、具体的な事案において、他人の犯罪行為への積極的な関与が認められたからだといえる。その意味では、これらの裁判例も中立的幫助の考え方と親和性を有する。これらを踏まえると、中立的幫助の可罰性の限界を画する上では、正犯の犯罪実現への積極的関与に関する判断基準を明確化する必要があり、この点に関しこれまで提出されてきた見解の検討も含

め、今後の課題となる。これについては、近時のドイツの判例、学説も参考しながら、別稿にて取り組むこととしたい。

最後に、本稿を執筆する契機となった事件について、一言しておきたい。前述したとおり（本稿脚注1参照）、本稿は倉敷民商事件の弁護団の要請を受けて作成した意見書が基となっている。本件は、倉敷民主商工会（以下、民商と呼ぶ。）の職員である被告人が、民商の会員である会社の求めに応じて、当該会社の確定申告書の原案に相当する書面等を作成するなどしたところ、当該会社の法人税逋脱が明らかとなったことから、法人税逋脱の帮助犯などの罪に問われているものである。本件では逋脱を基礎付ける事実関係について根本的な争いがあることなどもあり、帮助の対象とされる当該会社役員の行為が、そもそも逋脱となり得るかについて、議論の余地がある。そのため、逋脱に対する帮助かという点からして検討すべき事案といえるが、ここではその点は措くとして、本件では少なくとも、民商職員が業務として行った行為の帮助該当性が問題となるという意味では、本稿で検討した事柄が、可罰性判断の限界に関する基準も含め、基本的に当てはまる事案ということができる。本件は係争中の事件であることから、引き続き検討を進めたい。

本稿の検討は、本学法学部125周年を祝うには中途半端の感を免れないが、前述のとおり、中立的幫助の問題にさらに取り組むことを約し、ひとまず筆を置くこととしたい。